

大手携帯電話会社だから安心???

高齢者のスマホの契約にご注意ください！

【相談事例】

夫婦で大手携帯電話会社の店舗で高齢者向けスマホを契約し、帰りにタブレット端末2台をプレゼントされた。毎月の支払が高額なため、娘に請求明細を調べてもらうと、2台分のタブレット端末代金とその通信料が毎月引き落とされていた。



インターネットやメールの使い方も分からず、タブレット端末の契約をした覚えはない。スマホも通話にしか使っていないのに、支払いは4年分で30万円近くになり、大手携帯電話会社に返金を求めても、お客様相談室は「契約が有効に成立している」として全く応じてくれない。（相談者：80歳代夫婦）

【注意ポイント】

- ・契約した覚えのない端末はありませんか？
- ・不必要なオプションサービスやアプリに加入していませんか？
- ・想定以上に高額な支払いになっていませんか？

相談事例については、大阪市消費者センターが粘り強く対応し、返金を求めたことで解決することができました。



おかしいと思ったら、すぐに大阪市消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方
(日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く)

※消費者ホットライン局番なし「188」でもつながります

●地域講座のご案内

06-6614-7522

主に高齢者を対象として、消費者トラブル事例やその対処法をご説明する講座を行っています。地域の団体の会合などの場に講師を派遣いたしますので、ご希望される方はご連絡をお願いします。

消費生活
相談窓口



消費者センター メインキャラクター
エルちゃん

一人で悩まないで！契約でお困りの場合は、
大阪市消費者センターへ

